

# 令和2年度第21回 教育委員会会議 会議録

- 1 日 時 令和3年3月8日（月）9：30～9：49
- 2 場 所 教育委員会会議室 ハーバーセンター4階
- 3 出席者 <教育委員会>  
長田教育長  
梶木委員 今井委員 正司委員 伊東委員 山下委員  
<事務局>  
長谷川事務局長兼教育次長 住谷教育次長 工藤総務部長  
松本教職員人事担当部長 竹森学校支援部長 藤原学校教育部長  
羽田野学校計画担当部長 山下総合教育センター所長
- 4 欠席者 伊東委員（AMのみ）
- 5 傍聴者 1名（一般1名・報道0名／報道0社）
- 6 会議内容

（長田教育長）

おはようございます。

それでは、ただいまから教育委員会会議を始めます。

本日は、議案6件、協議事項が7件、報告事項が3件となっております。

まず、非公開事項についてお諮りをいたします。

このうち、教第69号議案、教第70号議案、協議事項62、報告事項2につきましては、教育委員会会議規則第10条第1項第2号により、職員の人事に関する事。教第68号議案、教第71号議案、教第75号議案、協議事項10、協議事項37、協議事項59、協議事項60、協議事項61、報告事項1につきましては、同項第6号により、会議を公開することにより、教育行政の公正かつ適正な運営に著しい支障が生じるおそれのある事項であって、非公開とすることが適当であると認められるものに、それぞれ該当すると思われますので、非公開としてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

（賛同）

（長田教育長）

ありがとうございます。それでは、今、申し上げました議案等につきましては、非公開とさせていただきます。

**報告事項3** 教育長の臨時代理による神戸市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例等の一部を改正する条例に対

## する意見決定について

(長田教育長)

それでは、報告事項3からまいります。報告事項3は、教育長の臨時代理による神戸市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例等の一部を改正する条例に対する意見決定についてです。

では、簡潔に説明をお願いします。

(藤井教職員人事担当課長)

報告事項3番でございます。先般、公民館、婦人会館の管理運営につきまして、市長部局のほうに移管することに伴いまして、法律に基づいて条例の改正案が市長より上程されてございます。1月25日に、教育委員会会議におきまして、市長から上程した条例改正案について、また、議長から意見照会がなされることについて、意見決定するいとまがないため、専決させていただきたいということで、議事内容の議決について、お諮りさせていただいて、お認めいただいたところでございます。

時系列としましては、2月10日に議長から教育長に意見照会がなされておりまして、意見照会がされた内容について、添付の新旧対照表のとおりでございますけれども、2月12日付で教育長に異議のない旨を回答したものでございまして、そのことにつきまして、このたび、報告させていただいた次第でございます。

私からは以上でございます。

(長田教育長)

では、この件について、御意見等はございませんか。よろしいですか。

はい、では次にまいります。

### **教第72号議案** 神戸市立特別支援学校学則の一部を改正する規則について

(長田教育長)

教第72号議案、神戸市立特別支援学校学則の一部を改正する規則についてです。

(重支援学校建設担当課長)

72号議案、神戸市立特別支援学校学則の一部を改正する規則の件について、御説明申し上げます。

4月1日付で、灘さくら支援学校、青陽灘高等支援学校を設置するに当たり、令和2年12月議会で可決されました、学校設置条例の改正も踏まえて、必要な規則改正を行おうとするものです。

1、2 ページを御覧ください。

神戸市立特別支援学校学則の一部改正です。別表におきまして、各学校の対象者等を定めておりますが、廃止となる青陽東養護学校及び友生支援学校住吉分校に係る項を削除し、新たに設置する、灘さくら支援学校、青陽灘高等支援学校の項を追加いたします。この学則につきましては、令和3年4月1日より改正したいと考えております。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

(長田教育長)

それでは、この件について、御意見等はありませんでしょうか。よろしいですか。

特別支援学校の設置、廃止に当たり改正するということです。

それでは、特に御意見がなければ、教第72号議案、承認とさせていただいてよろしいでしょうか。

(賛同)

(長田教育長)

はい。ありがとうございました。

### **教第73号議案** 神戸市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則について

(長田教育長)

では、続いて教第73号議案にまいります。神戸市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則についてです。説明をお願いします。

(東教育企画担当課長)

では、説明させていただきます。

昨年9月16日の教育委員会会議で協議をさせていただきましたように、コミュニティスクールについて、推奨していきたいというふうに考えてございます。

その核となります学校運営協議会を、遅くとも令和4年度内に全小中学校に設置をしたいと考えておきまして、平成30年度から学校運営協議会につきましては、個別設置をしてきたんですけれども、その設置規則につきましては、モデル設置に当たりまして、策定をしていたんですが、今後、本格的に推進していくに当たりまして、改めて整理をさせていただきたいというところでございます。

主な改正点といたしまして、第2条の趣旨のところでございますけれども、2ページを御覧いただきまして、保護者や地域住民の学校運営の参画とか、学校運営に支援、教育に

つきましては、元の規則でもうたっておりましたけれども、今回、コミュニティスクールの肝となります、学校とこれらの、つまり保護者や地域住民との協働した教育活動推進、これを追加で明記をさせていただくとともに、「地域とともにある地域に開かれた学校づくり」という、コミュニティスクールの目的を明確にさせていただいております。

それから、第4条の役割のところでございますが、この条文自体、現規則では各条文に散らばっていて、まとめたの記載がなかったものを分かりやすくするために、まとめさせていただいてるものであります。3ページを御覧いただきまして、1項第4号で、先ほどの趣旨にも、新たに明記いたしました「地域学校協働活動の促進を図ること。」ということを書かせていただいております。

それから、4ページを御覧いただきまして、第10条の任期ですけれども、現規則では、第11条で任命の日から1年間としておりましたが、今回、「任命した日の属する年度の末日まで」と改めております。「ただし、再任を妨げない。」としているのは同様でございます。

5ページを御覧いただきまして、第13条ですが、現規則では、「会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。」としておりましたが、この半数以上の出席ということを開催要件ではなく、議決要件に改めさせていただいております。半数の出席がない場合、議決はできなくても、意見交換はできるようにしたいというような趣旨でございます。

そのほかの改正につきましては、内容としては大きな変更はございませんが、条文の配置の整理であるとか、あと文言が分かりにくかったところの修正を行っているものでございます。

なお、規則事項ではありませんが、補足をさせていただきますと、学校運営協議会の委員に対しては、モデル実施でも無報酬でしたが、この委員は、非常勤の特別職公務員という位置づけになりますので、本格実施に当たっては、報酬を支給することと考えております。金額は、他都市の例を参考にいたしまして、年額で6,000円を予定しております。また、委員の任期ですが、先ほど、再任を妨げないと申し上げましたが、これまで学校評議員であった方につきまして、その期間も通算した上で、原則として、最長で10年までとしたいと考えております。意見の固定化を防ぐということ、また、開かれた学校づくりということで、さまざまな方にどんどん学校運営に関わっていただきたいということから、この任期の上限を設けたいと思っております。

これらにつきましては、規則第18条の委任事項に基づきまして、別途要項という形で、教育長決定をさせていただき、定めたいというふうに考えてございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

(長田教育長)

それでは、この件について、御意見はございませんか。

(梶木委員)

よろしいですか。コロナの中でオンラインの参加という会議も増えてきたと思うんですけども、学校運営協議会も夕方以降とか、どういう時間帯で開催されるのかちょっと分からないんですけども、そういう参加の仕方もありなのかどうかという、ちょっと教えてください。

(東教育企画担当課長)

はい、そうですね。おっしゃるように、オンラインでの参加ということも十分考えられるかと思います。そういった手法も取り入れながら、皆さんで議論していただくということで考えております。

(梶木委員)

それ、すみません。よく議論される、それは、参加人数、参加者の数に入るのかどうかとかいうところを、ぜひ、事前に決めておいていただけたら、なっしてくださる方も、割と欠席ばかりになっちゃったと思われたりもする部分もあると思うので、そういう形でも参加できますということになれば、じゃ、参加しやすいので引き受けますっていうふうになればいいなと思いますので、よろしくをお願いします。

(東教育企画担当課長)

承知しました。学校向けに事務の手引きを作成する予定にしておりますので、その中にも盛り込むような形で考えさせていただきます。

(長田教育長)

できたら、今のオンライン会議のようなことは、18条の委任のところ、「この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、教育長が別に定める。」とありますから、これを受けて、規定をしっかりとっておいてもらって、その上で今の手引きで周知をするということをお願いをしたいと思います。

(東教育企画担当課長)

承知しました。

(長田教育長)

ほかにございませんか。

どうぞ。

(今井委員)

すみません、コミュニティスクールについて既に始めていただいている学校の、実際にやってみて、この辺がよかったっていう声とか、あるいは、ちょっとこういうところやっぱ課題なので、全面実施するに当たっては、こういうところ気をつけていったほうがいいんじゃないかみたいな声があったら、少し御紹介いただけますか。

(東教育企画担当課長)

はい。やはり、学校運営協議会ということで、これまでの学校評議員と違いまして、学校の基本、運営の方針の承認であるとか、あるいは、何かしら、協議会として、当事者の意見を出せるとか、いろんな権限が加わることによりまして、学校としてのやはり、より、これまで以上に丁寧に学校運営の課題であるとか、状況であるとかを御説明をするような姿勢につながっていると。そういった意識が生まれているということは聞いております。それがメリットとして上げられるかなというふうに思っております。

あと、かなり、具体的に問題になってるわけではないんですけど、学校の運営協議会の権限の中で人事に関する意見を申せることができるというようになっておりまして、実際特に今、問題になってるわけではないんですが、個人の人事に関する意見まで言えるようにしてしまうと、なかなかちょっと学校の運営上厳しいことも出てきますので、そのあたりは規則で個人に関することは除くということで、明記をさせていただいているということでございます。

(長田教育長)

ほか、よろしいでしょうか。

それじゃ、4年度中の全小中学校への設置に向けてという、学校園と地域の方々とよく話し合っていたとということが1番大事だろうということで、それを含めて先ほどの学校園への周知ということについて、よろしくお願いをしたいと思います。

(東教育企画担当課長)

はい。分かりました。

(長田教育長)

それでは、教第73号議案、承認とさせていただいてよろしいでしょうか。

(賛同)

(長田教育長)

ありがとうございました。

## **協議事項48** 学校園における新型コロナウイルス感染症対策等について

(長田教育長)

続いて、協議事項の48、学校園における新型コロナウイルス感染症対策等についてです。

(山出総務課長)

それでは、お手元の資料、市立学校園における感染確認状況で御説明させていただきます。

御覧のとおり、児童生徒で3月4日までで246人、教職員で23名という累計になってございます。前回御報告が2月4日時点の御報告数値でございまして、前回2月4日が児童生徒231名でしたので、プラス15名と、教職員は増えてございません。そういう意味で、28日間でプラス15名という形ですので、今まで御報告させていただいてたよりも若干やっぱり、収まりは見えてきているという状況でございます。そこで、如実に表れているのが、下の参考のグラフでございます。緊急事態宣言が発出されてからだんだんかなり下降傾向になってきまして、ただちょっと、若干心配なのが、グラフ右端のほう、若干、少し増えてるということですので、ちょっとリバウンドが心配されるところではございます。一方、2月末で緊急事態宣言のほう解除されました。一方で、もともと当初の緊急事態宣言の期間が3月7日、昨日まででしたので、この間、学校園では感染防止対策の徹底は継続をしつつ、学校の活動、教育活動についての制限を段階的に緩和をしていっている状態でございます。

御報告は以上でございます。

(長田教育長)

それでは、この件について、御意見をいただきたいと思いますが、なお、今後の方針に係る内容につきましては、教育委員会会議規則第10条第1項第6号の規定によりまして、会議を公開することにより、教育行政の公正かつ適正な運営に著しい支障が生じるおそれのある事項であって、非公開とすることが適当であると認められるものに該当すると思われましますので、後ほど非公開の場で協議をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(賛同)

(長田教育長)

はい。それでは、今後の方針以外のことについて、御意見、御質問があれば、お願いをいたします。

(正司委員)

マスコミ等でも、今でもコロナに起因する差別等について、報道がされてるんですけども、教育委員会のほうにそういうことに関する報告とか相談というのは最近、来ていないでしょうか。

(都築健康教育課長)

最近、特に、聞いておりません。

(正司委員)

ありがとうございます。

(長田教育長)

最近、聞いてないということは、それ以前はあったということですよ。

(都築健康教育課長)

それ以前にも特に大きなことは聞いておりません。

(長田教育長)

せっかくの機会なので、大きなこと聞いてなくても、どういうことが学校なり教育委員会に、小さなことでもいいですけど、あったのか。おおよそのことで結構ですので、少し御紹介をしてください。

(都築健康教育課長)

分かりました。特に、児童生徒ですね、コロナになった場合に、結局、誰とはクラスで発表していないんですけど、やはり、そのことによって、クラスが休みになる、PCR検査を受けるということであれば、保護者とかが大分悩まれて、できたら公表、その事実を言ってほしくないというふうに学校に申し出た保護者があったと聞いております。

でも、それであったとしても、その後も十分なフォロー、人権教育等のフォローをしておりますので、それから登校しづらくなったというふうな状況があったというふうには聞いておりません。

以上です。

(長田教育長)

学校では、全ての学校でコロナに関する授業、教育をやっていますよね、子供たちに対して。それは、保護者に対しては、教育委員会として、そういう呼びかけという点でいうと、教育委員会だよりで呼びかけ等してますね。

(都築健康教育課長)

そうです。

(長田教育長)

それぐらい、保護者のほうにも呼びかけということもあるだろうとは思いますが、何かまた機会を捉えて、ぜひ、そのあたりは、そういう差別とか誹謗中傷がないようにということで、呼びかけをしてもらいたいなというふうには思います。

ほかにございませんか。

(梶木委員)

高等学校とか特別支援学校で一部ですとか、卒業式がもう終わったところもあるかと思うんですけども、無事に滞りなく終わりましたでしょうかということちょっと御報告いただけたらと思います。

(住谷教育次長)

学校規模等によって、感染の予防というか、その状況は違ったんですけど、やっぱり、時間のほうは1時間程度、それから、保護者も家庭1名に絞って、それから、来賓はなし等々、その辺をしながら、卒業式のほうを実施したということで、大きな混乱もなく、いい卒業式ができたと聞いてます。

(梶木委員)

ありがとうございます。

(長田教育長)

ほかよろしいでしょうか。

それでは、特になければ、この協議事項48は、コロナの対策等については、このあたりで。あと後ほどまた今後の方針を議論させていただきたいと思います。

そのほか、この会議で議論すべき事柄等々について、何かございませんか。

もし、ございましたら、また後日でも結構ですので、事務局のほうまで御連絡をいただければと思います。

それでは、誠に申し訳ございませんが、本日の公開案件はここで終了いたしましたので、傍聴者の方々は、御退席をお願いいたします。

閉会 午前9時49分